

令和3年4月からの  
行政組織と電話番号をお知らせします

☑ 総務課 本6階 TEL(23)8702  
※■は新設・統合した課・係

総合政策部	政策推進課	本6階 TEL(23)8701	政策企画係 TEL(23)8701・政策推進係 TEL(23)8793・市民協働係 TEL(23)8715
	総務課	本6階 TEL(23)8702	総務法規係 TEL(23)1111・人事係 TEL(23)8702・秘書係 TEL(23)8761
	情報政策課	本6階 TEL(23)8766	デジタル推進係 TEL(23)8766・統計係 TEL(23)1951・広報広聴係 TEL(23)8700
	危機管理課	本3階 TEL(23)1115	防災係 TEL(23)1115・地域安全係 TEL(23)9301
	湯津上支所 総合窓口課	湯1階 TEL(98)2111	総合窓口係 TEL(98)2111
	黒羽支所 総合窓口課	黒1階 TEL(54)1111	管理係 TEL(54)1111・市民福祉係 TEL(54)1112・(54)1113 両郷出張所 TEL(59)0111・須賀川出張所 TEL(57)0111
財務部	財政課	本6階 TEL(23)8797	財政係 TEL(23)8797・管財係 TEL(23)8795
	税務課	本2階 TEL(23)8785	税制係 TEL(23)8785・市民税係 TEL(23)8725 資産税土地係 TEL(23)8726・資産税家屋係 TEL(23)8864
	収納対策課	本2階 TEL(23)8639	収納管理係 TEL(23)8639・徴収対策係 TEL(23)8703
	検査課	本8階 TEL(23)8189	契約係 TEL(23)8189・検査係 TEL(23)8189
保健福祉部	健康政策課	本3階 TEL(23)8704	健康政策係 TEL(23)8704・成人健康係 TEL(23)7601
	福祉課	本3階 TEL(23)8707	社会福祉係 TEL(23)8707・生活福祉係 TEL(23)8637 障害支援係 TEL(23)8954・障害福祉係 TEL(23)8921
	子ども幸福課	本3階 TEL(23)8932	給付係 TEL(23)8932・子ども家庭相談係 TEL(23)8792・母子健康係 TEL(23)8634
	保育課	本3階 TEL(23)8769	保育係 TEL(23)8769・保育環境係 TEL(23)8601・しんとみ保育園 TEL(22)2402 すさぎ保育園 TEL(57)0329
	高齢者幸福課	本3階 TEL(23)8740	高齢支援係 TEL(23)8740・介護管理係 TEL(23)8865 介護サービス係 TEL(23)8678・地域支援係 TEL(23)8757
市民生活部	国保年金課	本2階 TEL(23)8928	管理係 TEL(23)8928・国保年金係 TEL(23)8857・賦課係 TEL(23)1120
	市民課	本2階 TEL(23)8705	戸籍係 TEL(23)8705・市民係 TEL(23)8752
	生活環境課	本2階 TEL(23)8706	生活交通係 TEL(23)8832・環境保全係 TEL(23)8775 廃棄物対策係 TEL(23)8706
産業振興部	農政課	本4階 TEL(23)8708	農政係 TEL(23)8708・農産園芸係 TEL(23)8292
	農林整備課	本4階 TEL(23)8126	農村整備係 TEL(23)8126・農村環境対策係 TEL(23)8813 林業振興係 TEL(23)8012
	商工観光課	本4階 TEL(23)8709	商業振興係 TEL(23)8709・企業立地係 TEL(23)3144・観光交流係 TEL(23)3145
建設水道部	道路課	本5階 TEL(23)8710	庶務係 TEL(23)8710・道路係 TEL(23)8710・用地係 TEL(23)8710 管理係 TEL(23)8717・維持係 TEL(23)8717
	都市計画課	本5階 TEL(23)8711	都市計画係 TEL(23)8711・都市施設係 TEL(23)1309 開発指導係 TEL(23)8758・地籍調査係 TEL(23)8961
	建築住宅課	本5階 TEL(23)8724	住宅政策係 TEL(23)8724・建築係 TEL(23)8733・指導係 TEL(23)1178 審査係 TEL(23)1178
	上下水道課	本5階 TEL(23)8713[水道] TEL(23)8712[下水道]	管理係 TEL(23)8713・水道工務係 TEL(23)8713・水道施設担当 TEL(23)8713 下水道工務係 TEL(23)8712・下水道維持係 TEL(23)8712
会計課	本2階 TEL(23)8722	会計係 TEL(23)8722	
議会事務局 議事課	本7階 TEL(23)8714	議事係 TEL(23)8714	
監査委員・選挙管理委員会 公平委員会事務局	本8階 TEL(23)8736	監査係 TEL(23)8736・選挙係 TEL(23)8736	
農業委員会事務局	本4階 TEL(23)8716	農業振興係 TEL(23)8716・農地調整係 TEL(23)8716	
教育部	教育総務課	本4階 TEL(23)3111	総務係 TEL(23)3111・学校再編整備担当 TEL(23)3111 学校施設係 TEL(23)3112・教育施設管理担当 TEL(23)3112 社会施設係 TEL(23)3115・学校給食センター TEL(54)0183
	学校教育課	本4階 TEL(23)3124	学校支援係 TEL(23)3124・学校教育係 TEL(23)3125
	生涯学習課 ※令和3年4月1日から本庁舎4階に移転	本4階 TEL(23)2100	生涯学習係 TEL(23)2100・中央公民館係 TEL(23)2005
	文化振興課	本4階 TEL(23)3129	文化振興係 TEL(23)3129・文化財係 TEL(23)3135・市史編さん係 TEL(23)3135 文化施設1係(那須与一伝承館) TEL(20)0220 文化施設2係(芭蕉の館) TEL(54)4151
	スポーツ振興課 (県北体育館)	本1階 TEL(22)8017	管理係 TEL(22)8017・市民スポーツ係 TEL(22)8017
	国体推進課	A2階 TEL(47)6100	総務係 TEL(47)6100・競技係 TEL(47)6100・会場係 TEL(47)6100

## 大田原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 あんしんプラン(第8期計画)を策定

問 高齢者幸福課 本 3階 TEL(23)8865

平成30年3月に策定されたあんしんプラン(第7期計画)を見直し、団塊の世代が75歳を迎える令和7年度やいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年度を見据え、地域包括ケアシステムの深化・推進を更に進展させていくために、新たに令和3年度から5年度までを計画期間とするあんしんプラン(第8期計画)を策定しました。

### ●基本理念

「住み慣れた地域の中でいつまでもいきいきと安心して暮らせるまち」

### ●地域が目指すビジョン

基本理念を踏まえて、地域が目指す4つのビジョンとその方向性を次のとおり設定しました。

#### 目指すビジョンⅠ

「地域の中で役割を持ち、いきいきと暮らせる」

- ①多様な主体による生活支援が充実している。
- ②地域共生社会に向けて、地域における支え合いの体制ができています。
- ③自立支援、介護予防・重度化防止の取組とその理念・意識の共有ができています。

#### 目指すビジョンⅡ

「認知症になっても自分らしく暮らせる」

- ①認知症の容態に応じた適切な医療と介護を受けられる体制ができています。
- ②認知症への理解が深く、認知症高齢者にやさしい地域である。

#### 目指すビジョンⅢ

「望んだ方が在宅医療と介護を受けながら在宅で暮らせる」

- ①医療と介護を多職種協働によって一体的に提供できる体制ができています。

#### 目指すビジョンⅣ

「介護が必要になっても安心して暮らせる」

- ①介護サービスの量と質が確保されている。
- ②介護サービスを安心して利用できる環境が整っている。
- ③介護給付の適正化が図られている。

### ●令和3年4月からの介護保険料

介護サービスの報酬改定や介護サービス給付見込量の推計結果などを踏まえ、令和3年度から令和5年度までの所得段階区分別介護保険料を次のとおり改定しました。第7期計画と比較して、月額300円(第5段階)の減額となります。

所得段階区分		年額(円)	月額(円)
第1段階	・生活保護受給者の方 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税の方で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	36,000 (21,600)	3,000 (1,800)
第2段階	世帯全員が市民税非課税の方で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円超120万円以下の方	46,800 (36,000)	3,900 (3,000)
第3段階	世帯全員が市民税非課税の方で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入が120万円を超える方	54,000 (50,400)	4,500 (4,200)
第4段階	世帯員の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方で、前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	64,800	5,400
第5段階	世帯員の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方で、前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円を超える方	72,000	6,000
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	86,400	7,200
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	93,600	7,800
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	111,600	9,300
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	118,800	9,900
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	136,800	11,400
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上1000万円未満の方	144,000	12,000
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1000万円以上の方	158,400	13,200

※第1段階から第3段階までの( )内は、保険料軽減後の実費負担額